瑞　雲

第36号

公害問題特集号

1982年3月

直方鉄工青年会

≪目　　次≫

公害問題特集号発行に当り（公害問題委員会）　1
事　　例　（滋賀県）　1
〃　（三重県）　3
〃　（埼玉県）　6
〃　（岡山県）　9
〃　（東京都）　10
〃　（新潟県）　14
直方地区に於ける公害問題・同要望書　15
同要望書に対する回答（該当項目のみ）　17

公害問題特集号発行にあたり

公害問題委員会

委員長　森　山　　元

会員の方々には、激動の1982年を迎え厳しい経済の動向に対して、日夜切磋琢磨されておられることと思います。

私も公害問題委員会委員長を拝命致しまして、早いもので何の実績も残さない状態で一年が過ぎ去ろうとしております。

この度、公害問題の事例を発行する運びとなり多少なりとも会員諸氏のお役に立てたと、一人喜んでおります。

今日まで直方の基幹産業として成長して来ました我々鉄工界も、昭和48年に起きたオイルショック以来の長期不況等、経済環境の激変に対処すべく懸命の努力を強られると共に、今日、騒音、振動等の公害問題も中小企業に於てもクローズアップされるに至り、地域住民と共存共栄をはかる為その対策に苦慮しております。この公害問題は、宅地開発が進むにつれて、拡散と多様化の傾向にあり、既存企業との間で公害問題が発生しております。

ここに列挙しております公害事例は、我々の同業者が現実に起きた問題を、(イ)苦情要旨、(ロ)発生源の状況とその現地調査結果、(ハ)処理の経過、(ニ)事例としての特色及び処理上の問題点、等詳細に記してあります。

会員諸氏が苦慮され、またこれから考えられるであろう公害問題に対して、多少なりとも参考になれば幸甚と思います。

最後になりましたが、公害問題事例等の参考資料を提供していただきました、市商工課の大塚氏に対して、紙面で大変恐縮ですが厚く御礼申し上げます。

【事　例】

（滋賀県）

事案の概要	Y鉄工所からの騒音による付近住民の心理的・感覚的被害		
受理機関	県公害規制課	処理機関	市環境保全課
協力機関	な　し		
処理概要	指導に従い防音壁等の設置		
関係法令	騒音規制法・県公害防止条例		

（苦情要旨）

Y鉄工所からの金属加工機器による騒音で迷惑しているので調査指導願いたい。

（発生源の状況等、現地調査の結果）

Y鉄工所は、旧市街地の工業地域にあり、以前は道路から20m程離れた場所で作業をしていたが2～3年前より事業拡張とともに、道路に面した場所にも作業所を建て、そこで、溶接、グラインダー、ハンマー打ち等の作業をするようになったため、同作業所をはさむ恰好で民家が一軒づつあり、そのうち東側の民家より苦情が持ちこまれた

なお、付近はY鉄工所の前がNコンデンサー㈱後が竹やぶであり、Y鉄工所付近には、民家は被害者である二軒しかなく、両家とも、Y鉄工所が事業を開始した昭和40年以前に、この場所に住んでいる事も判明した。

（処理経過）

・昭和53年６月７日　苦情発生

Ｙ鉄工所に、隣家より騒音の苦情が市の公害担当課に連絡されている旨を説明し、作業騒音を測定した結果、作業の種類にもよるが、グラインダーを使用する作業では、敷地境界線上で70～75ホンを記録した。これは、県公害防止条例に違反（基準昼間70ホン、夜間70ホン）しているため、戸を閉めて作業するように指導。

・同　　年７月20日　再度被害者より市公害担当課に苦情連絡あり。

Ｙ鉄工所より、作業はだいたい６時半ぐらいまでで終っているが受注先の都合により、納期をせかされ、２～３日８時ぐらいまで作業をした。その時、苦情が発生したと考える。シャッターについてはできるだけ閉めて作業するようにしているが、暑いので、作業者がついシャッターを開けるのと、同時に、大きな物を加工する場合シャッターを開けてしなければ作業ができない場合があり、今後は騒音が出る作業をする時は、シャッターを閉じてするとの説明があり。

シャッターを閉じて作業をしても基準値の70ホン前後であり、また、夏の時期には暑いためどうしてもシャッターを開けがちになるため、防音壁等をするように指示をし、７月中に、根本的にどう防音工事をするか、市公害担当課まで説明にくるよう指導、また、苦情連絡人にはその旨を説明して了承してもらう。

・同　　年７月31日　Ｙ鉄工所に、７月中に説明に来るように指示してあったが、まだ来ないため電話をする。

気にはしているのだが、防音工事をするとなると資金も必要であり、その方面でも苦慮している最中なので、もう少し時間をほしいとの内容であったため、資金については、市の融資制度もある（中小企業向資金融資）ので、それを利用することもできる旨を説明し、できるだけ早く検討するように指示をする。

・同　　年９月９日　Ｙ鉄工所社長来庁。

現在の作業所と、被害者の間には、約６ｍ（幅４～５ｍ）ほどの空地の作業所があり（そこまでがＹ鉄工所の敷地）、つづいて４～５ｍ程の空地があって被害者の家という配置になっているが、その空地の作業所を敷地境界にそって石綿スレート板で囲み、今の作業所と連結する。

ただし、市の融資を受けようと考えるので、融資が確定次第、工事にとりかかりたいとの説明あり。了承する。

なお、被害者にもその旨、市公害担当課より連絡する。

・同　　年11月　日　Ｙ鉄工所防音工事開始。

・昭和54年２月　日　Ｙ鉄工所防音工事完了。

・同　　年７月　日　被害者に、防音工事等の効果を聞く。

昨年に比べ、ものすごく静かになったという事はないが、少しはましてあり、被害者も小企業でありながら、一定の誠意を示してもらえたので、理解したいとの連絡あり。

尚、防音工事完了後の騒音測定はまだ行っていない。この種の苦情は、心理的・感覚的苦痛による事が多いため、加害者が一定の誠意を示し、対策をしたという行為そのものによって、被害者の方でも、その苦痛が少しはやわらぎ、実際にはそれ程音が小さくなってなくても解決するという場合があり、音が２～３ホン落ちるよりも、その方が効果があると考えられるため、騒音測定はまだしていない。ただし機会があれば、数値としてどれぐらい音が小さくなっているか、測定したいとは考える。

（事案としての特色及び処理上の問題点）

(1)　現地調査について

Ｙ鉄工所は工業地域にあり、場所として一般の町中の鉄工所に比べ、比較的民家の少ない所に立地しているが、被害者も相当以前よりその場所に住んでおり、その地が工業地域に指定されているという不満もあったが、また反面、そういう場所だからというあきらめ的なものもあったために解決したと考えられる。

(2)　法令の適用について

Ｙ鉄工所は、せん断機、空気圧縮機、液圧プレス等の騒音発生施設を有し、使用届も市に提出していたため、騒音規制法及び県公害防止条例を適用し、規制基準の数値は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の第４種区域の70ホン（午前８時～午後10時）を適用した。

(3) 騒音の特徴等について

鉄工所独特の瞬時音（ハンマー音）や、グラインダー音など比較的高くて大きい音であり、そのような音をすべて70ホン以下にするには、距離減衰が全くとれないため、よほどの防音工事をしなければならないが、小企業という事もあって資金的に少し無理な面もあり、その点を考慮した。

(4) 内部機関との連絡・協力について

防音工事資金の融資として、担当課である商工労政課を紹介し、また商工労政課には事情を説明した。

(5) 外部機関との連絡・協力について

特になし。

(6) その他

特になし。

（三重県）

事案の概要	鋳造工場におけるばい煙、粉じん、騒音、振動による附近住民の生活環境被害		
受理機関	市安全対策課	処理機関	市安全対策課
協力機関	県大気水質課、保健所環境課		
処理概要	行政指導により施設改善をしたが、現在地での抜本的な対策が困難のため工場移転をした。		
関係法令	騒音規制法、振動規制法、県公害防止条例		

（苦情要旨）

Y鋳造所付近住民から最近仕事を始めたが、ばい煙、粉じん、騒音振動がひどいので調査し、改善の指導をしてほしい。

（発生源の状況等、現地調査の結果）

Y鋳造所は数年間休業していたが、昭和50年5月から自動造型ラインを導入して操業を再開した。

従業員10人程の中小企業であるが、民家と隣接しており都市計画法による住居地域である。

主要施設として、キューポラは羽口面断面積0.2㎡で、県公害防止条例（以下県条例という）による規制以下の規模である。空気圧縮機は、騒音規制法及び振動規制法の対象施設、砂処理施設は県条例の粉じんに係る対象施設、シェークアウトマシンは県条例の振動に係る対象施設である。

その他、騒音等発生のおそれのある施設は、送風機、混練機、自動鋳型造型機（スクイズ式）等が設置されている。

試運転に入るとすぐに苦情の申し立てがあり、現地調査の結果、騒音は住居地域の基準をかなり超えた状態にあり、キューポラも規制対象外であるため、集じん機が設置されていないため、ばいじんの飛散がみられた。

（処理経過）

・昭和50年6月4日　隣接するI宅より騒音、振動の苦情申し立てがあり受理した。現地調査をし、騒音測定をした結果65～73ホ

鍛造ひとすじ75年

株式会社　内藤鍛造所

代表取締役　内藤研一
取締役副社長　内藤博俊
常務取締役　内藤剛

福岡県鞍手郡小竹町赤地字藤田268　☎ 直方 09492②5311(代)

ンであった。

騒音規制法第二種区域（住居地域）の排出基準は55ホンである。Y鋳造所を調査。社長より事情聴取したところ、現地試運転中であり、空気圧縮機はブロックで囲うとのこと。

キューポラは規制対象外であるため、集じん機は設置していないが、ばいじんの飛散を出来るだけ少なくするため、排出口も建家の中になるよう高い建家にしたとのこと。

・同　　年９月22日　付近住民より騒音の苦情の申し立てがあった。

・同　　年10月16日　Ｉ宅より建家上部の窓、屋根のすき間より、ばいじんがひどいとの苦情申し立てがあった。

現地を調査したところ、建家上部にある窓が開いているため、ばいじんが飛散していた。

Y鋳造所社長と面談。窓は閉めるようにする屋根からのもれは、原材料を出来るだけ良質のものを使用し、注意していくとのこと。

キューポラの集じん機は、現時点では設置を計画していない。騒音測定の結果68～73ホンあり、空気圧縮機はブロックで囲ったが、他に自動造型機等の騒音があり、減少していなかった

・同　　年12月４日　Y鋳造所社長来庁。

どこまで改善したら了解が得られるのか、市を仲介として、申し立人と話合いをしたいとの申し出があった。申し立人にその旨伝えたところ、今は以前より幾分よくなっているので、話し合いは持ちたくないとの返事であった。

・昭和51年８月27日　Ｉ宅より、ばいじんの苦情申し立てがあった。

Y鋳造所に対し、建屋上部の窓は必ず閉めるよう指導。

・昭和52年３月７日　Ｉ宅よりばいじん、騒音の苦情申し立てがあった。

Y鋳造所に対し改善指導をして来たが、事業主は苦情申し立人が借家の住民であることに反発的なところがあり、積極的な改善がみられず日時が経過した。

・同　　年11月４日　Ｉ宅より、ばいじんの苦情申し立てがあった。

Y鋳造所を保健所環境課と共に調査し、社長より事情を聴く。型ばらし、ベルトコンベア、砂処理等に関する砂ぼこり（粉じん）の発生場所に対し集じん機を設置した。現時点では、これ以上の改善は困難であるとの返事。

・昭和53年11月30日　Ｉ宅より、最近夜10時頃まで仕事をしており、騒音がひどいので困っているとの申し立てがあった。

Y鋳造所を調査したところ、Y鋳造所別工場が機械の故障により、こちらで作業をやらざるを得なくなり、11月23日から夜10時頃まで作業をしている。一週間程で終るとのことであった

申し立人にその旨伝え、了解してもらった。

・同　　年12月７日　西隣家K氏より、県生活環境部長に投書があった旨、県から連絡を受けた。

内容は、夜10時頃まで仕事をしており騒音がひどい。なお通常時もばい煙、粉じん、騒音、振動もひどく困っているとのことであった。Y鋳造所を保健所環境課と共に調査。

事業主は改善に難色を示しながらも、西隣K宅は古くからの住居であり、K宅からの苦情については改善の意向を示し、空気圧縮機、送風機を離れた所に移動するとのこと。

・昭和54年４月18日　西隣K氏より、県知事に投書のあった旨、保健所環境課より連絡を受けた。

「昨年12月に県部長あてに申し立てをしたが、いまだ改善されていない。毎日、ばい煙、粉じん、騒音、振動に悩まされている。改善指導をお願いします。」との内容であった。

・同　　年４月20日　県大気水質課、保健所、市において現地調査を行った。

騒音、振動の測定結果は、

騒音　69～88ホン（排出基準　55ホン）

振動　55～57ｄＢ（排出基準　60ｄＢ）

振動は基準以下であるが、騒音は従前より一部改善はしたが、騒音の減少はしていなかった。ばい煙、粉じんも建屋からのもれがみられた。県、保健所、市で指導について打合せの結果、改善計画を求むる文書を出すことにした。

・同　　年５月１日　Y鋳造所社長に、市は騒音について、保健所はばい煙、粉じんについて防止計画書の提出を求める文書を渡した。

・同　　年５月２日　K氏に対し、改善指導にあたる旨伝えた。

・同　　年5月11日　Y鋳造所より計画書の提出があった。

騒音防止計画

空気圧縮機を低騒音型に変え、送風機と共に民家から離し、室に入れる。自動鋳型造型機のエア音に対し、サイレンサーを付ける。

ばい煙、粉じん防止計画

シェークアウトマシン、ベルトコンベア等からの粉じんに対し、集じん機。キューポラに対し、炉頂散水式の集じん機を検討する。

・同　　年5月31日　Y鋳造所に対し、改善計画の進行状況を調査。

計画に基づき業者に依頼中のものもあり、方法についてメーカーと検討中のものもあり、着手が予定より遅れていた。

・同　　年6月16日　Y鋳造所に計画書に基づく改善を早急に行うよう指導。

・同　　年8月21日　K宅より保健所にばい煙、騒音の苦情の申し立てがあった。

Y鋳造所も改善を計画、検討中であるが着手が遅れているため、保健所、市を仲介として両者が話し合いをすることとなった。

・昭和54年8月27日　市役所会議室で保健所、市立合いの上、両者の話し合いを行った。

K氏はいまだに何も改善された様子がない。毎日、非常に困っている。事業主は計画は進めているが、着手が遅れている。計画書にもとづき施設改善をしても、鋳造業としては、どうしても多少の迷惑をかけることになるので、K宅の住居、宅地等を買い上げるので移転をしてもらえないかとの申し出があった。

K氏は現時点では移転を考えていないとの返事。現在地での対策について話し合いがなされ計画書にもとづく主要施設の防止対策を進めると共に、防音壁の設置を検討することとなった

防音壁は県の指導を受けることで両者了解をした。

・同　　年9月28日　Y鋳造所の状況調査。

・同　　年10月26日　Y鋳造所の改善進行状況の調査結果。

空気圧縮機、送風機に関する工事、シェークアウトマシンの防音対策、自動鋳型造型機のエア音対策が完了していた。

ばい煙については、キューポラの集じん機の設置は、現時点では難しいとのことであったが原材料で良質のものを使用することにより対処していた。

・同　　年12月7日　騒音測定を行ったところ、67～73ホンであった。

Y鋳造所に対し、改善前の88ホンあったエア音は減少していたが、なお、住居地域の基準を超えるため改善努力するよう指導。

・同　　年12月27日　K氏に、測定結果及び施設改善経過を説明する。

・昭和55年4月21日　国鉄、市鉄をはさんだ隣接自治会住民よりばい煙、粉じんの苦情申し立てがあった。

・同　　年6月24日　自治会長よりY鋳造所長と保健所、市を仲介として、話し合いをしたいとの申し出があった。

・同　　年6月25日　Y鋳造所社長に都合の良い日を連絡するよう伝えたが返事なく、話し合いはもたれなかった。

・同　　年7月8日　Y鋳造所社長来庁。

保健所、市とで話し合いをした。社長より、現在地での防止対策には限度があり、問題解決は困難のため、移転を計画、検討するとの申し出があった。自治会長に移転計画のある旨伝えた。

・同　　年7月18日　Y鋳造所社長と面談。

移転先を色々物色検討しているが決定していない。当地で操業を続けるのは難しいので、迷惑をかけないため、一週間前から休業しているとのこと。

・同　　年8月28日　Y鋳造所社長より、県公害防止施設整備資金融資（以下県融資という）を受けたいとの申し出があった。

県融資要項の説明をし、書類作成の指導をした。

・同　　年12月1日

県融資を受けたいとの申し出があってからも、移転先に再三変更があり、県総務課の指導、審査を受け、決定まで日時の経過があったが、Y鋳造所へ取引き銀行を窓口として貸付決定の通知がなされ、移転が決定した。

昭和55年7月から休業していることから、実質的な住民被害はなくなっているが、移転決定のはこびとなり、解決した。

（事案としての特色及び処理上の問題点）

(1) 当事者の主張について

数年休業していた鋳造業を再開したことにより問題化したが、事業主は借家住民からの苦情に対し、あとから居住した者が苦情を言うことに反発的であった。古くからの住民の苦情に対し、一応の改善努力を示したが、住居地域で操業する事業所としての認識が薄く、抜本的な改善には至らなかった。隣接自治会からの苦情申し立があり、問題が広域化したことに対し、現在地での対処、解決が困難のため、休業、移転となった。

(2) 現地調査について

特になし

(3) 法令の適用について

騒音規制法、振動規制法の対象施設の改善はなされたが、最近、鋳造業の自動化した機械音の対処はいたらなかった。

キューポラは県条例の規制対象外であり、指導を進めたが、集じん機の設置はされなかった。

(4) 公害防止技術について

特になし

(5) 内部機関との連絡、協力について

特になし

(6) 外部機関との連絡、協力について

特になし

(7) その他

特になし

（埼玉県）

事案の概要	鋳物製品仕上作業の騒音による付近住民の生活環境被害		
受理機関	市公害対策課	処理機関	市公害対策課
協力機関	商工会議所産業公害相談室		
処理概要	防音塀の設置と仕上げ作業の移転		
関係法令	県公害防止条例		

（苦情要旨）

O鋳物工場の製品仕上作業（サンダー、グラインダー）及びクレーン操作等による騒音により、隣接住民から生活環境を阻害されており、作業場所の移動か囲いをして欲しい。

（発生源の状況等、現地調査結果）

O鋳物工場は、市街地域内の住宅密集地にあり、東側は同業種である鋳物工場に、西側は機械工場に隣接し、従業員15名、面積9 7 6.8㎡で工場内には低周波電気炉、造型場、造型機、コンプレッサー、クレーン等が設備されており、併せてサンダー、グラインダーの作業が行われ、敷地内にはゆとりがない状況である。

O工場に接近して、申し出人である工作機械工場主の住宅があり、最近、仕上作業をこちら側に移動したために発生した騒音問題である。

用途指定　　第3種地域（準工業地域）
騒音発生状況　　サンダー…75～78ホン
鉄　　砲…74～75ホン
クレーン…78～81ホン
金属をたたく音…74～76ホン

（処理経過）

・昭和53年4月14日　申し出人からの苦情。

仕上げのサンダー音がひどいので、作業する場所を移動するか、囲いをして欲しいとの申し立てを受理した。

即日、この内容をO工場社長に伝えるとともに現地調査と測定をした。

O工場長によれば、現在工場の一部（申し出人側）を改築中であり、申し出人側を塞ぐという回答であったので、これを申し出人に伝えて一応諒解を得た。

・同　　年7月27日　再び申し出あり。

囲いはしたがトタン板であり、サンダーの騒音がひどく、早朝5時頃から作業するとのこと

である。

工場を訪問し、騒音防止対策を早急に実施するよう指示。

・同　年８月22日　申し出人からの連絡により測定実施。前記のとおり基準値をオーバーしている。

・同　年８月25日　Ｏ工場社長から、防止対策は商工会議所産業公害相談室で指導を受けた内容で、業者に見積りを検討する旨の連絡。

・同　年10月12日　再度申し出あり。現地調査に行く。

申し出人妻はクレーンの騒音でノイローゼ気味で、手足に震えがくる由である。申し出人宅塀際で測定した。（前回とほぼ同じ）

Ｏ工場に社長をたずね、対策について質問したところ、工場境界の内側に重量ブロックを、3.5ｍ～4.0ｍ積むべく計画したが、申し出人に室内が暗くなるので工場建家内側に措置するよう求められ、相互の主張が折合わず、市公害部も早期の解決を図るためには、建家外側の防音塀が効果的であると判断し、申し出人を説得したが理解を得るに至らず、いたずらに日時を経過した。

・昭和54年１月18日　再び騒音の申し出。

ノイローゼになりそうなので対策を早く実施して欲しいとのこと。外部防音塀を納得するよう説得したが理解得られず、止むなく工場側に対し、内側防音塀を検討し早急に実施するよう要望した。工場側でも不服だが検討する旨回答を得た。ただし施工時期は、家相の点で２月５日以降になるとの回答である。

・同　年４月13日　再び騒音の申し出を受けたので、現地に急行し測定した。一部分防音塀完成。測定結果は前回とほぼ同じ。

測定結果をＯ工場長に伝えるとともに、防音塀工事の早期完了と、出入口シャッター閉鎖を申し入れたが、ブロック工事は４月16日に完成予定との回答を得たが、シャッター閉鎖については協力が得られず。

・同　年４月24日　防音塀工事完了の連絡を受けたので、操業中測定したが音の減衰みられず、遮音効果なく技術的相談を受け、検討するよう指示した。

・同　年５月２日　市公害対策課並びに商工会議所産業公害相談室で、原因について共同調査した結果、

(1) クレーン架台上部にまで、ブロックが積まれていない。

(2) 屋根と外周（建物すべて）がトタンでおおわれている。

(3) クレーン・モーターに駆動差がある。

これらの対策として、次の三点を指摘した。

(1) クレーン架台上部に防音布を貼る。

(2) トタン張りをスレートに替え、すき間部分をなくす。

(3) クレーンの歪みを修理する。

・同　年６月４日　某市議を介し付近住民９名連署で陳情書が提出された。

内容はＯ工場の騒音公害について、関係者が話し合い、早期根本的解決を求めるためとされている。

・同　年６月15日　市の市民相談室は上記陳情書を受け、関係者（申し出人、某市議、Ｏ工場社長、市公害対策課、市民相談室）

有限会社　弘　鉄　工　所
代表取締役　弘　幸　泰
福岡県直方市下境藤棚3893　☎（09492）② 4511㈹

を招集し会議を主催した。

申し出人は、O工場の公害対策の進展は認めたが、常時休息のとれる環境条件を求めたため、話し合いが混乱し、一週間の猶予を設け解散。

その後O工場社長から、完全な騒音防止対策または騒音発生作業の移転の両面について、検討した結果、騒音発生作業の移転を決意した旨連絡あり。

・同　年6月25日　以上の内容を約束させる意味で、改善計画書の提出を求める。

・同　年7月3日　O工場側で移転先工場との協をした結果、2ケ月の準備期間の後、騒音発生作業のすべてを移転する内容の計画書が提出された。

工場側の認識が未だ甘く、根本的に解決されるためには、なお、時間が必要と思われる。

（事案としての特色及び処理上の問題点）

(1) 当事者の主張について

工場側は、鋳物工場に仕上げ作業はつきものであり、どこの工場も騒音を出している。他の工場は言わないで、どうして家のことばかり言うのか。一軒でも苦情を言えば採り上げるのかならば、道路交通騒音や他工場の騒音もひどいから、取締まれと主張。

申し出人によれば、以前は別の位置で仕上げ作業をしており、一片の説明もなく何故突然こちら側に移動したのか、寄り合いもできず、休息もとれないノイローゼ症状で、訪ねてくる人もいないと主張。

(2) 現地調査について

申し出人とO工場は、軒先が交又する状態で近接し、境界は一部ブロック塀があるが、一部は開放状態である。周辺には鋳物工場や機械工場並びに幹線道路等、騒音発生源は数多く、暗騒音も高い。

この地域でO工場棟は全く解放的で、発生する騒音が隣接地を直撃するものと考えられる。

(3) 法令の適用について

O工場内には、騒音規制法に基づく特定施設があるが、今回苦情の主原因は県公害防止条例に規定された指定作業である。

(4) 公害防止対策について

重量ブロック積上げによる防音塀（一部境界一部工場棟内側）高さ4mを施工したが、音の減衰みられず、その後指摘した対策については経費的に採用できず、仕上げ作業の移転を決意したものである。

(5) 内部機関との連絡、協力について

当事者の主張が時間の経過とともにエスカレートし、補償請求事項も含まれてきたので、市の市民相談室が主催し、話し合いの場を開催した。

(6) 外部機関との連絡、協力について

騒音防止対策の技術指導について、商工会議所産業公害相談室の専門相談員による指導を受けた。

(7) その他

特になし。

各種歯車の設計製作・各種減速機、増速機の設計製作・
NH式ギヤカップリングの設計製作

株式会社 直方歯車製作所

取締役社長　佐田政一

本社・工場／〒822 福岡県直方市植木1073番地　☎（09492）⑧0521

（岡山県）

事案の概要	金属製品製造工場のコンプレッサーの騒音及び振動による付近住民の感覚的被害		
受理機関	市公害課	処理機関	市公害課
協力機関	な　し		
処理概要	防音壁・倉庫の設置、防振ゴムの設置		
関係法令	騒音規制法、振動規制法		

（苦情要旨）

工業団地内のA工業㈱のコンプレッサーからの騒音、振動に日夜悩まされているので、調査指導願う。

（発生源の現況等、現地調査の結果）

A工業㈱は前工場で苦情が発生し、昭和53年6月に工業団地へ移転してきたものである。工場は工業団地の西端に位置しており、四基のコンプレッサーをスレート建屋内に設置していた。騒音は敷地境界線上で71～67ホンであり、夜間の規制基準を超えていた。振動は敷地境界線で規制基準内であった。

（処理経過）

・昭和53年7月27日　付近住民のB氏より、市公害課へ口頭による苦情申し立てがあった。

・同　年8月2日　A工業㈱を立入り調査。

コンプレッサーは四基のうち三基が空冷式であり、工場開始時に露天に置いていたが、付近より直接苦情があり、スレート建屋内に納めて6月下旬対策を完了していた。しかし、敷地境界線上で71～67ホンと規制基準を超えているため、工場に対し防音対策を検討するよう申し入れた。

・同　年8月10日　付近住民のC氏より、電話で市公害課へB氏と同じ内容の苦情が申し立てられた。

会社側に対し、早急に対策をとるよう指示した。

・同　年8月11日　会社側と協議し、次の四種類の防音対策について検討することとなった。

(1) 空冷式コンプレッサー三基を水冷式に変更し、建屋を密閉する。
(2) コンプレッサーを他の場所へ移設する。
(3) コンプレッサー室を密閉し、ガラリに消音ボックスを取り付ける。
(4) 防音壁及び倉庫を建てる。

・同　年9月7日　会社側より防音対策の経過について電話があった。

水冷式に変更するには多額の費用がかかるため、コンプレッサー室の改善と移設について、業者に見積りを依頼している。

・同　年9月8日　工業団地組合に対処を要請した。

地元町内会長、A工業㈱社長と総務部長及び工業団地組合理事長で対策を協議しており、組合としてこの問題にとり組むとのことであった。

・同　年9月21日　会社側より計画がまとまったので、早急に実施するとの電話があった。この旨を苦情者に連絡した。

・同　年10月9日　付近住民のC氏より再度苦情があり、対策が行われていないとのことであった。

・同　年10月11日　会社側が来庁。

9月21日の計画は中止し、コンプレッサー室と苦情者宅との間に、防音壁と倉庫を建てることに決定し、施行業者に依頼している。

・同　年10月13日　施行業者に対し、工場建屋への反射音の影響が考えられるので、騒音予測を実施するよう指示した。

・同　年10月18日　業者の騒音予測を検討した上で、防音壁と倉庫のほかに、次の対策を指示した。

1. コンプレッサーに防振ゴムを取り付けること。
2. スレート壁と屋根とのすき間をうめること。
3. コンプレッサー室内部を吸音処理すること。

・昭和54年1月24日　会社側より工事が完了したとの連絡があった。
・同　　年1月26日　市公害課で騒音測定を実施した。

敷地境界線上において53～52ホンであり、規制基準内であった。

（事案としての特色及び処理上の問題点）

(1) 当事者の主張について
被害を受けているのは申し立人のほか数軒であるが、農業地域に工場が進出したため、日常生活に直接影響のある騒音、振動について問題になった。

(2) 現地調査について
工場は工業団地内であるが西端に位置しており、民家に最も接近していた。さらに埋立地のため、地盤が悪く振動が伝わっていた。

(3) 法令の適用について
騒音規制法、振動規制法の規制対象施設である。

(4) 公害防止技術について
空冷式のコンプレッサーのため、室内を密閉することが出来ず、防音対策に苦慮した。騒音測定時、データレコーダーで記録していたため後日、周波数分析ができ業者の騒音予測の検討の際、大いに役立った。

(5) 内部機関との連絡、協力について
特になし。

(6) 外部機関との連絡、協力について
特になし。

(7) その他
無指定地域を工業地域に指定し工業団地を造成したが、緩衝地帯等は計画されていなかった
また、会社側は工業団地内であるという安易な考えから、公害防止を主体としたレイアウトなどの計画はなされていなかった。

（東京都）

事案の概要	鍛造機の振動による付近住民の生活環境被害		
受理機関	市公害規制課	処理機関	市公害規制課
協力機関	県公害局・経済局		
処理概要	貸工場への転業		
関係法令	県公害防止条例		

（発生源の状況等、現地調査の結果）

O鍛造株式会社が立地しているのは準工業地域であるが、バス通りに面しており、工場の周囲にな住宅あるいは商店、工場との併用住宅が密集している。振動の影響は、近隣住宅のほか、工場から約１００ｍも離れている、寺院の墓場にまで及んでいた。

（苦情要旨）

O鍛造株式会社の鍛造機３台からの振動がひどく、精神的苦痛の上、家屋の破損や墓石のずれなども発生しているので、改善指導を願う。

発生源はポードドロップハンマー（通称ムトン）３台で、３／４Ｔ１台と１／２Ｔ２台が工場の敷地境界近くに分散して配置されている。振動は敷地境界では測定が難しく、10ｍ程度の距離で、最大82ｄＢを記録した。（昭和50年４月から県条例によって基準は鉛直方向70ｄＢ）

振動の他にも、騒音、ばい煙、バーナの点火音油の流出など多岐にわたって問題のある工場であった。

（処理経過）

苦情の発生は、昭和44年の公害課発足時にさかのぼる。当時は、防振装置の資料、情報に乏しく、

移転を中心に休祭日の休業や操業時間の短縮などを指導していた。昭和47年に県条例に振動の基準が設定されるに及んで（鍛造工場への適用は3年間の猶予）苦情者の訴えは度数を増し、強力な指導を要求されることとなった。

・昭和47年10月27日　現地調査及び振動測定。鉛直方向82d B（動特性）

・昭和48年1月23日　現地調査。工場の移転計画を聴取。

敷地の借地権の売却先をさがしているが、見つからないとのこと。

・昭和49年4月22日　現地調査、移転計画の促進指示。振動測定82d B。

・同　年5月20日　県条例振動基準が1年後に鍛造工場へも適用となる。

これに伴い、鍛造工場の一斉実態調査の一環として、現地調査及び振動測定。81d B。基準値を超えるので年度内に振動防止措置を行うか、移転するかの決断をするよう指示。事業主は移転を考えていると回答。

・同　年9月19日　O鍛造株式会社の公害防止について、市議会に請願が提出された。

・同　年9月24日　鍛造機の防振に成功している他県の工場の調査を実施。

・同　年10月9日　（市担当職員）

・同　年10月30日　被害者で構成する「O鍛造株式会社の公害に苦しむ住民の会」と事業主との談合に出席。

席上、事業主は他県への移転を考えており、基準が適用となる来年以降は、基準を遵守することを確約。

・同　年11月6日　事業主が来庁。

来年度以降の基準遵守を確約したので、文書にして提出するよう指示。

・同　年12月4日　文書の提出督促。

・同　年12月6日　鍛造工場に対する振動防止技術講習会を市が開催。

・同　年12月27日　事業主来庁し計画書受理。

内容は、県が埋立て造成している工場団地への移転を申し込んでいること。また、あわせて防振も検討しているとのこと。

・昭和50年4月10日　基準適用に伴い、振動測定81d B。対策の進展状況を聴取。

工場団地への移転については審査中であり、結論が出ないと防振も行いずらい旨陳述。

・同　年4月15日　工場隣接のK氏から、鍛造機の工事をしているが何かとの問い合わせあり。

調査の結果、修理と判明したのでその旨連絡

・同　年4月19日　事業主来庁。

3／4Tハンマーの落下部分の減量とハンマー1台の廃止を確約。

・同　年4月25日　被害者の会が、事業主へ公害対策の質問状を手交。

・同　年4月28日　鍛造機1台を他工場へ貸与していることが判明。直ちに契約の解除を指示。

・同　年5月2日　現地調査。

賃貸していた1／2Tハンマーの廃止と3／4Tハンマーの減量を確認。夜、被害者の会と事業主との談合に出席。

・同　年5月10日　事業主が被害者の会へ回答書提出。

従来の主張どおり基準遵守をうたっている。

・同　年6月13日　被害者の会へ、基礎を改良して早急に基準に適合させることを内容とする誓約書

化学機械設計製作・一般産業機械設計製作

協　和　鉄　工　所

代表者　村　井　源　久

福岡県直方市尾崎1020　☎（09492）②3525

を事業主が提出。

・同　年10月13日　ハンマーの減量を考えている旨、電話で確認。

・同　年11月11日　現地調査し、振動測定。

アンビルの下の杭の交換と、ハンマーの減量の効果をみた。74d Bで、この日の作業では従来より7d B低くなっていた。

・同　年11月18日　基準を超えている鍛造工場について、改善計画書の提出を要請。

・昭和51年1月21日　被害住民の集会に出席。

従業員が一定しておらず、再び鍛造機を貸与している懸念が表明され、調査を約束する。

・同　年1月27日　現地調査、貸与している事実は確認できず。

・同　年1月28日　市内の鍛造工場の集会へ出席を求められ、指導方針を説明する。

・同　年2月16日　工場団地への移転審査不合格になったことがはっきりしたので、防振措置を至急とるよう指示。

・同　年3月1日　現地調査。

鍛造機1台では仕事ができないので、2台は必要とのこと、防振装置の見積り依頼を指示。

・同　年3月2日　再度、市議会へO鍛造株式会社の公害防止を要請する請願が出され採択された。

・同　年3月9日　事業主へ電話して、防振装置の見積りを依頼したことを確認。

・同　年3月11日　事業主来庁。

防振装置の資金について県の融資制度を説明、また、防振は鍛造機2台にするよう指示。

・同　年3月12日　市内の鍛造工場の組合から議会へ、鍛造工場に対する公害規制の緩和を主旨とする陳情が出された。

・同　年3月16日　事業主へ電話して、防振装置の見積り書受領を確認。

・同　年3月25日　現地調査。

県の融資受付けは来月になることを説明。また、計画の進捗状況を苦情者に説明するよう指示。

・同　年4月15日　県への融資申請を催促。苦情者への説明は済んだことを確認。

・同　年5月11日　融資申請督促。

・同　年5月14日　県から融資申請書の写しが送付されてきた。

・同　年5月17日　K氏から、朝から振動がひどい旨の電話あり。時間を制限するよう事業主に指示。

・同　年6月2日　県の融資係から電話あり。

移転の審査で落された経緯をみると、事業主の意志に原因があった。移転の意志があるならば、移転の方を申請したらどうかとのこと。防振の融資の方は一応保留しておく由。

・同　年6月3日　現地調査。

事業主に移転の意志について確認したところ、鍛造業はやめて駐車場へ転換すると翻意。

・同　年6月4日　県の転業資金の融資制度を電話で説明。

・同　年6月8日　転業資金の融資申請書の入手を電話で確認。

・同　年6月19日　S氏から普段よりも振動が大きい旨の電話あり。

鍛造機を変えて作業するよう事業主へ指示。

・同　年6月21日　転業資金融資申請を確認。

・同　年7月2日　県から転業資金の調査員が

有限会社　浅　田　鉄　工　所
代表取締役　浅　田　　潔
本社／福岡県直方市上新入明神池工業団地　☎（直方）②0221～3

来た旨、事業主から連絡あり。

・昭和51年7月10日　K氏からの連絡で、工場が作業をやめていることを知る。

・同　　年7月23日　現地調査。

二週間前から操業はやめており、鍛造機は2台とも撤去されていた。跡には貸工場をつくり公害を出さない企業と現在交渉中とのこと。

・同　　年8月10日　実地調査。

工場を改修しており、工作機械の修理業と賃貸契約を結んだとのこと。

・同　　年8月12日　鍛造工場廃止届受理。

（事案としての特色及び処理上の問題点）

(1)　当事者の主張について

事業主は当初、振動について基準がないこと近隣では最も古くから立地していることなどを理由に、行政側の指導にもなかなか従おうとしなかった。苦情者は、法的基準云々の問題ではなく、物理的に被害が生じる程なのだから早急に改善せよと被害者の会をつくって抗議の声を高めていった。

また、事業主の態度には誠実さが認められず朝令暮改的なことが多く、苦情者の不信感をつのらせていった。また行政側としても、事業主の真意がなかなかつかめず、一貫した指導がとりにくく結局二転、三転してしまった。

(2)　現地調査について

現場は昔の湿地帯を埋めたてて造ったので振動が著しく大きく、工場の規模の割には被害が広範囲に及んだといえる。何とか振動の少ない作業方法を見つけるため測定を何度も試みたが抜本的に改善しない限り振動の減少は困難であった。

(3)　法令の適用について

騒音に関しては、鍛造機が騒音規制法の特定施設に該当するので日昼60ホンの基準が適用となる。しかし、騒音不適格の工場が余りにも多い状況の中で行政的措置をとることは難しく苦情の対象が振動に集中していたこともあって、その方の解決をまず意図した。

振動について、県の公害防止条例による規制が昭和50年4月1日から鍛造工場にも適用となった。この条例を担保するひとつとして埋立地の工場団地の造成があった。しかしこの事業が遅れたために、移転を最善とする鍛造工場の指導が難しくなり、移転計画のある工場に費用の高い防振装置を設置させることには無理があった。結局、工場団地の完成を横目でにらみつつの指導となり、完成するまでは行政措置を控えざるを得なかった。

(4)　公害防止技術について

鍛造機の防振装置については、関東では作業性や剛性についての不信感が強く、当初鍛造工場主は相手にしなかった。また、県としても埋立地への移転を考えて規制を設けたようであった。これらのことから、関西の鍛造機の防振が常識化している実態を調査して、企業主の意識の変革をはかっていた。

多くは金属バネによる吊基礎方式であったが、空気バネなどを使用して直接支持する方式も普及してきており、いずれも基準を十分に満足するものであった。

騒音については、熱を使用することから密閉構造をとりにくく、基準を満足している工場は殆ど例がない。対策に多額な費用が予想されることや、ばい煙などの問題をも考えると、やはり工場団地への移転が最良ということになろう。

(5)　内部機関との連絡、協力について

県の公害局、経済局へ移転や融資の件で協力を仰いだ。

(6)　外部機関との連絡、協力について

振動防止メーカーから防止技術や、その事例について協力を受けた。

(7)　その他

鍛造業の経営は、戦前からのカジ屋意識が強く、その上、経験を要する作業であり、また鋳造業とともに作業環境の悪い業種である。これらのことから後継者を求めることが困難になっており、本件のような零細企業では、経営者の交代等で作業廃止に追いこまれることが多い。

このような特殊な業態のケースには、転業資金の門戸を大胆に開放して助成するとか、あるいは廃業資金の助成までも用意する必要があるのではないかと思われる。

（新潟県）

事案の概要	鍛造所からの振動被害		
受理機関	市公害課	処理機関	市公害課
協力機関	県公害規制課		
処理概要	防振溝の掘削、ハンマーストロークの短縮等		
関係法令	振動規制法、県公害防止条例		

（苦情要旨）

隣接する鍛造所からの振動により建物がゆれ、身体をやすめることも出来ないので、調査のうえ対策を実施してほしい。

（発生源の状況等）

振動発生源である鍛造所は、都市計画法上の工業地域に用途指定されている通称、鉄工団地に所在し、振動規制法では第２種規制地域に指定されている。

周辺の状況は、東側に苦情申し立人の経営する鉄工場と印刷所の２軒が立地しているのみで、南側は農業用排水路、西側は市道、北側は空地である。同工場は、48年以前には市街地内で鍛造業を行っていたが、振動公害が問題となり、市開発公社が造成した現在地に工場の適地移転を行った。この際に県公害融資を受けている。工場規模は、敷地面積約５６６㎡、工場建屋面積約１６６㎡、作業従事者２名の家内零細事業所である。鍛造施設はフリー鍛造機１／４Ｔハンマー、１／２Ｔハンマー各１基で、いづれも振動規制法の特定施設に該当する。なお、１／４Ｔハンマーは現在不使用。

（苦情処理の経過）

・昭和53年５月10日　申し立人（鉄工団地内の鉄工所経営者）から、隣接する鍛造所の振動苦情を受理

・同　年５月15日～16日　現地調査実施。

敷地境界線上の測定値は65ｄｂ前後であったことから、振動軽減のため、鍛造機の基礎改善を行うよう申し入れた。これに対し工場側は、作業安全上の不安、作業能率の低下を理由に、改善実施には消極的。

・同　年５月22日　実施可能な軽減対策をとらせるため、

工場に接する農業用排水路（幅2.0ｍ、深さ1.5ｍ）を利用し、距離減衰実験を行った。この結果、若干の減衰効果が認められたため、苦情申し立人側の境界に沿って防振溝を掘削するよう指導。

・同　年７月３日　申し立人から市に防振溝のの掘削がまだ実施されていないとの連絡。

市、鍛造所、申し立人の三者で協議、この場で市から、さらに抜本的な対策としての鍛造機基礎改善の実施を申し入れたが、鍛造所側は、従来の主張事項（作業安全上の不安等）に加え改善工事費に約７００万円かかることを理由に改善申し入れを拒絶。このため、当面とりうる対策として、防振溝の掘削を再度指示。

・同　年７月11日　鍛造所、幅2.0ｍ、深さ1.5ｍの防振溝の掘削を完了

市、振動測定を実施。申し立人敷地内で若干の減衰効果が認められたため、この旨、申し立人に説明。

・同　年10月17日　申し立人、市の処理措置について納得せず。行政監察局に再度苦情を申し立て。

・同　年11月７日　振動測定実施。

１／２Ｔハンマー稼働時65ｄｂ程度であったため、引き続き現地で対策の検討を行った。検討事項として、ハンマーストロークを短かくし軽減実験を行ったが、２ｄｂ程度の軽減しか得られず、反面、作業上の危険が属するなど重大な問題が生じたため、継続再検討。

・同　年11月10日　行政監察局に対し、

抜本的対策として鍛造機基礎改善しかないこと等、及び発生源に対する防振技術面の継続指導、融資面での協力、助成を図ってゆくとの方針を説明。行政監察局からこの旨、申し立人に

回答された。

（事案としての特色及び処理上の問題点）

(1) 当事者の主張について

発生源側は市街地から公害対策のため、工業地域に指定済の現在地に、適地移転してきた経緯がある。また、零細事業者として、現在の規模、経営状態では施設改善に要する費用（約７００万円）の捻出は困難で、仮りに実施しても、作業面での安全確保、作業能率の低下が懸念されると主張、これに対して、申し立人は工業地域であるとしても、現に受けている振動被害の防止を行うよう主張し、調整困難であった。

(2) 現地調査について

周辺には申し立人の鉄工所のほか、印刷工場が立地するのみで、他の三方は排水溝、市道、空地に囲まれた敷地で、また、鍛造所と申し立人側敷地境界線までの距離は、約12m程度であるが高い振動値を示していた。

(3) 法令の適用について

振動規制法、県公害防止条例。

(4) 公害防止技術について

施設改善が抜本的な解決策であるが、施設改善の早期実現は期待できない状況であったため、当面、可能な対策として、防振溝の掘削、ハンマーストロークの短縮化などの検討を継続した。さらに、その後、防振溝の再整備を行ったことにより、現在の振動は規制基準以下の61d b におさまっている。

(5) 内部機関との連絡、協力について

なし

(6) 外部機関との連絡、協力について

県公害規制課（防振技術指導）

(7) その他

振動規制法の規制対象で、振動は規制基準値の65d b 前後の事例。

発生源対策が第一義ではあるが、土地利用形態の状況、被害範囲の狭さ等のほか、振動規制法第13条（小規模事業者への配慮）との関連から発生源に対する指導、当事者間の調整に努力した。

直方地区に於ける公害問題

昨年の５月18日付にて、直方商工会議所工業常任委員会の鉄工金属部会が中心となって。市に対して公害問題に関する要望書を提出致しましたが我々青年会も、市及び関係機関に要望書と、前浅田委員長にアンケートを集約していただき、企業実態調査表及び新聞等の関係記事を集約した参考資料を提出致しました。

この度、市長名で要望書の回答がありましたがその内容も、一般的な形通りの官庁用語で終始し何ら具体的なものはなく、到底満足できるものではありませんが、公害問題の一つの市行政に対しての足掛りが出来たと評価したいと思います。今後、鉄工組合、商工会議所工業常任委員会と連絡をとりながら、対処して行くべきではないでしょうか。

要望書の内容と市の回答を記載致しますので、御一読の上、会員諸氏の御批判、御意見を頂きたいと思います。　公害委員会　森　山　　元

〔要　望　書〕

直方鉄工会は、明治の中期以来、石炭産業とともに発展し、エネルギー革命の中では、一般産業機械等に転換するなど、今日まで直方市の基幹産業として成長してまいりましたが、昭和48年に起きたオイルショック以来の長期不況等、経済環境の激変に対すべく懸命の努力を強いられると共に今日、騒音、振動等の公害問題も中小企業においても、クローズアップされるに至り、地域住民と共存共栄をはかるため、その対策に苦慮しております。

この公害問題は、宅地開発が進むにつれて、拡散と多様化の傾向にあり、工場が集中しております、知古・溝堀等において、工場移転、又、閉鎖工場跡地及び工場隣接地が宅地開発され、現在既存企業との間で公害問題が発生しております。さ

らにこのような宅地開発が続くならば、既存中小企業にとりましては大きな死活問題となることは必至であります。オイルショック以後の長期にわたる不況により、鉄工界は疲幣の極に達し、運転資金にも困る状態であります。企業といたしましても公害問題に対する責任を痛感し、解決に全力を傾注しておりますが、前記の様な状態でありその対応には限界があるのが実情であります。つきましては、工場跡地、工場隣接地のような特殊な地域の宅地開発によって起こる公害問題解決のため、我々鉄工青年会は別紙の要望事項を提出させていただきます。

充分なる御検討の上、企業救済に特別の御配慮をお願い申し上げます。

(記)　昭和55年度に青年会が加入企業の公害実態調査を致しました、集約書及び情報収集致しました関係紙を提出致しますので、御検討下さい。

〔要　望　事　項〕

(1)　工場跡地、既存工場隣接地等に対する宅地開発に対しての、市の行政指導。

(例)　神奈川県　マンション建設を規制する指導基準。事前協議制。

埼玉県川口市　工場跡地利用の事前協議制…５００平方米以上の工場敷地（跡地を含む）を所有また使用する者が工場以外の用途に変更したり、譲渡賃貸しようとする時は、市長に対して事前に届出書を提出することを義務づける

(2)　市工場団地の計画の促進。

(3)　既存企業を中心とした市有地内での、ミニ団地の促進。

(4)　公害防止機器、設備に対する、無利子・低利資金融資斡旋と固定資産税の軽減。

(5)　企業に対して公害防止に対する技術、及び対策の指導。

(6)　市の行政機関の連帯。公害課、商工課、都市計画課、その他関連機関の連帯強化（民間を含むプロジェクトチームの編成）。

(7)　宅地開発業者に対しての事前協議制や条例の制定による、規則の強化。

(例)　神奈川県　工場地域における共同住宅の建築に関する指導基準。

・基　準……敷地面積 1,０００平方米以上三階建て以上の共同住宅を、将来工業専用地域に編入することが見込まれる区域または工場を誘致する必要性が見込まれる工場地域に建設する場合、次の三つのケースは建設を断念するように指導する。

(7)－１　三方面以上を工場用地で囲まれている土地。

(7)－２　二方面以上を工場用地で囲まれ、当該工業地域の四分の三以上が工場用地となつている土地。

(7)－３　１５０戸以上のマンションを建設する場合。

この条件があてはまらず建設が認められた場合でも、

(A)　建設する前に周囲の工場、あるいは工業団地と十分に協議する。

(B)　住居地域、準工業地域なみの日影規制を充足する。

(C)　騒音、振動対策をマンションに十分施す。

(D)　ケースバイケースで緩衝緑地帯を設ける。

一般産業機械製缶・仕上　ステンレスプラズマ切断・加工

YIW　吉　岡　鉄　工　所

代表者　岩　野　友次郎

福岡県直方市感田3456－2　☎（09492）⑥ 0186番代

(E) マンション業者は、入居者に当該地域が工場地域であることを周知徹底する。

(8) 市のマスタープランの中での既存企業の立地を考慮されたい。

(9) 公害発生予防地域における用途指定変更に伴う、事前協議。

以　上

昭和56年5月14日

直方鉄工青年会　会長　内　藤　　剛

直方商工会議所　会頭　高　松　定　徳　殿

直方市長　有　馬　直　和

要望書について（回答）

昭和56年5月18日付要望のありました件について、別紙のとおり回答いたします。

1.住工混在解消の対処策について

問(1) 市、県の行政機関と民間業界が連帯して、プロゼクトチーム、仮称「直方市鉄工公害防止協議会」をつくり、公害問題の発生を防止する。（市公害課・商工課・都市計画課・建築課・県土木事務所・直方商工会議所・直方鉄工組合・各工場団地組合等々）

答 本市としては、鉄工業の発展のため、直方市鉄工推進協議会を組織し、鉄工業界の抱える様々な問題について検討しているところであるが、公害問題に対する対策についても、この協議会の中で検討していきたい。

問(2) 宅地開発業者に対して、造成着工の事前協議制を盛りこんだ市条例を作り、規制を強化する。

答 住宅開発について、3,000㎡以上の開発では、昭和50年4月より都市計画法の開発行為に於て、良好なる住環境に開発する為、種々の規制をしたものである。

3,000㎡以下の開発については、大都市10万人以上の地域では、1,000㎡以上を線引し（市街化地区、市街化調整区域）規制して居る状態です。

それ以外の都市としては、3,000㎡以下の規制については、指導要綱（条例ではなく、法的規制が出来ない）を作成して、要望的規制を行っているが、これ等の内容についても住環境の整備が目的です。（筑豊地区では、指導要綱は、人口増加抑制の傾向となるので作っていない所が多い。本市も又、同様）。

都市計画法では1ha以上の開発区域に於て、騒音、振動等により、周辺に環境悪化をもたらす場合には、一定の緩衝地帯等の予防措置を設けなければならない様になっている。勿論、当市としても、開発行為の場合、緩衝地帯として発生源側に公園を配置させるとか、緑樹の植付、販売時の説明について要望して居ります。

従って、住宅開発を規制する為には、現在の指導要綱又は条例が有効になるよう、これ等で定める内容が自治体の条例として定める事が出来る法律が、早急に出来る事が望ましく建設省としても、指導要綱の準則を早急に作成するとの事である。これ等の対策として緩衝地帯を設ける事が、最良の方法（中泉B団地は設置するようにしている）であるが、市としても、経済的問題で実現困難の状態であ

OMRON制御機器・電卓・販売　電動器・電動工具・計量器販売・修理

ニシオ電機工業社

代表者　西尾善恵

福岡県直方市須崎町9—14　☎(09492)②0948・1318

ります。

問(3) 都市計画法における用途地域の変更は、業界と事前協議を行う制度を作り、公害を未然に防ぐ。

答 用途地域変更の場合の手続きとしては、下記のようになっております。

意見書の提出（異議のある場合）
↓
案作成→地元説明→縦　覧→都市計画審議会(市)→都市計画審議会(県)→県知事認可→告示

従って、地元説明の時点で商工会議所と話合いを行っていきたいと考えます。

問(2) 既存工場の大部分は、市街地にあるため騒音振動の公害苦情が多い。そこで工場移転を推進するため、中泉B団地の計画を促進し、市内工場を優先的に入居させるよう取り計られたい。あわせて、中泉B団地の完成スケジュールを具体的に示して欲しい。（完成予想日、入居工場数、条件等）

答 中泉B団地の造成については、早くから取組んで来たが、諸般の事情により、今日まで造成が遅延しているのが実情である。しかし乍ら、数多くの懸案事項も今はあらかた解決を見、B団地造成の前提条件である調整池の築造工事に近く着工する予定である。この調整池完工後、B団地の造成にかかるが、現在のところ、着工時期、工期等具体的には分らない。しかし、何れにしても、近々のうちに着工出来る見通しである。なお、造成及び土地の分譲については、地域振興整備公団が直接行うので、市内企業への優先分譲については市に直接的権限はないが、その方向で取組み最大の努力はする。立地企業数、分譲に際しての要件等については、造成完了後、土地分譲の段階で決定されるもので、現時点ではわからない。

問(3) 公害防止設備に対する金融措置のため、無利子、低利資金の斡旋と、公害防止技術及び事前対策の指導をお願いしたい。又、公害防除のため近代機械購入、防音壁、緩衝地帯設置の融資制度新設と補助金制度の創設等をお願いしたい。

答 公害防止設備に対する金融措置については、福岡県公害防止施設整備資金制度及び福岡県設備近代化資金融資制度等の無利子の融資制度があり、現時点では、財政的事情等を考慮するとき、新な融資制度の創設は困難である。当面、これら県制度の積極的活用が図られるよう、斡旋を行っていきたい。
また、補助金制度の創設については、昨年12月、直方市鉄工振興促進補助金交付要綱を制定し、防音壁、緩衝地帯等に対する助成措置を講じているので、これの積極的活用を図られたい。
公害防止技術及び事前対策の指導については今後とも、研修会等を開催して努力していきたい。

6.工場団地関係の環境整備をお願いします

(1) 直方工業団地

問(1) 水害によるがけ崩れの復旧工事について
昨年の長雨により、当団地内の土羽が六個所にわたって大きく崩れ落ち、一部で市道を越え田を埋める等の災害が発生し、これについては、当初計画の災害認定が全体の4分の1

化学機械設計製作・産業機械設計製作
有限会社 藤鉱機製作所
代表者 井上準一郎
福岡県直方市知古2丁目8－4 ☎ 09492④0309㈹(工場)

に削られ、危険個所が完全に復旧されていないので、市道を通行出来るように工事をお願いします。

答　直方工業団地の災害については、工業団地との法面を含む原形復旧と、市道の従前からの効用を回復することを目的として、災害復旧を申請致しましたところ、現地にて災害査定の結果、法面の災害については、直接、道路の機能を阻害するものではないとの決定を受け、現状の工法及び工事費が決定されたのであります。工業団地の敷地の管理上からは、不適当かとも思いますが、災害復旧工事国庫負担法の主旨を理解戴きます様お願い致します。

問3　当団地に隣接した北九州市側に、大手建設会社が調整区域を購入して、土地を個人に売却している。

現状では、牧場施設など利用制限あるも、将来調整区域がとれれば、住宅が建つ可能性がある。北九州市又は、県と話し合って、住宅が建たないように手を打って戴きたい。

答　行政区域以外のところでの都市計画について本市には権限がないが、本市鉄工業界の置かれた立場について、北九州市及び県に要望していきたい。

(2)　中泉工場団地

問1　団地内幹線道路の整備拡幅について

当団地は、市内で最初に出来た工場団地のため、年々道路の荒廃が進み、製品搬入に支障を期たしております。特に最近は大型トラックの出入の際の離合や、重量増に道路のいたみが一層ひどくなっています。そこで、道路幅7m以上として、排水用側溝を取付した本格的な完全舗装で、車両荷重の50トン車にたえうる道路の整備をお願いします。

答　56年度から特開事業として実施しており、今後についても、協議の上継続していきたい。

問2　団地内従業員の住居確保について

工場団地条例により団地内に住居がないため市外からの通勤者を含めて、作業に影響が出ております。最近の交通渋滞が一層操業度の低下に拍車をかけています。そこで、団地周辺を含めて雇用対策上、通勤に便利な場所に、住居の確保をお願いします。

答　中泉地区の住宅建設計画としては、中泉中央住宅団地内に、公営住宅として56年度は37戸57年度38戸を建設する計画であります。

(3)　明神池工業団地

問1　工場隣接地の宅地化防止と騒音、振動対策について

当団地の隣接地に建った住宅を、将来の騒音苦情を見越して、組合が買収した件については、既にご承知の通りでありますが、今後も住宅問題は、郊外にある工業団地周辺に波及することは必至であります。このため、住民との間にトラブルの発生することが予想され当団地は、多大な迷惑を受けるばかりか、真に死活問題となります。こうしたことから、工場隣接地での音と振動の遮断方法について、抜本的解決を貴市にお願いし、今後の歯止めのためにも、明確な結論を出して戴くよう強く要望します。

答　工場隣接地では、ブロック塀等によって音の遮断をすることが出来るが、騒音、振動に対する測定は、今後とも実施していく。

※都市計画による回答は、1の住工混在解消の対処策についての項に同じ。

ＮＣで羽ばたく

クボタ鉄工

福岡県直方市溝堀2丁目5-10　☎（09492）②6058番代

問2　工場隣接地に、一般住宅が増加のため、排水が流入するので、団地内の側溝を拡張し排水対策をお願いしたい。

答　流量断面等実態を調査し、必要な個所については、年次計画を立てていきたい。

問3　九州ハセック跡地を、市開発公社で一応買い取り願いたい。これは、市内の既存工場を誘致し、一部を団地厚生施設として利用し、住民と対話の場にしたい。

答　市の都市計画等を考慮するとき、要望されるように開発公社等で取得するのが望しいが、土地所有者との関係もあり、要望にそうことは、今のところ困難性がある。ただ当地域は、工業専用地域に用途指定をなしているので、第三者所有のままでも無秩序な開発はできない。あくまで工場用地としての活用しか出来ない。

なお、一部に厚生施設としての利用方の要望もあるが、他団地との均衡もあるし、財政的な側面からみても非常に困難である。

(4)　黍田工場団地

問1　団地の取付け道路の市道移管と整備について

当団地は、急斜面の坂道の頂上にあるため、田川バイパスからの進入口付近は、見通しが悪く交通のネックとなり、車両事故が大変懸念され、常に危険にさらされています。

つきましては、周辺官有地を買収し、あわせ車両の出入りがスムーズにできる道路に整備されるように、市道移管も含めてご検討下さいますよう要望致します。

答　市道移管については、市道採納基準等があり基準に合致する場合には、私道採納申請がなされた時点で、検討します。

7.個人工場における要望について

問1　N　鉄　工　所

勘六苑住宅団地から苦情あり、振動公害に対する工事を周辺6,000坪確保しながら1億円かけて行った。また、近くに大型住宅団地が出来つつあるため、騒音防止壁を作らなければならないが、これらの問題について、市の斡旋を依頼する。

答　当団地は、福岡県住宅供給公社による住宅の分譲予定地であり、最近の公害紛争の実態をふまえ、公社へ要望していきたい。

問2　O　鉄　工　所

公害を避けて今の場所に来たが、また問題が起きるので、団地移転を考えたが、工場団地でも同じ事が繰り返されているので、現場所で長期間かけて対処したい。地域住民への配慮は必要だが、新興住宅団地等の解決策は、事前にやらないと意味がない。周辺に住宅が建たないようにするには、隣接地の買い増ししかないが、それには限度があり、市条例等を考えてほしい。

答　※住工混在解消の対処策の項に同じ。

問3　川端地区工場群（約10社）の要望

工場内浸水の被害は、はかり知れない影響があるので、川端川の排水施設を早急にお願いします。

答　現在、建設省、県土木事務所、市で三者一体となり取り組んでいます。60年6月運転予定（建設省）です。

化学工場　メンテナンス

株式会社　倉　田　鉄　工　所

福岡県直方市溝堀3丁目6－33　☎（09492）②0121

発行所　直方市殿町直方鉄工協同組合内
直方鉄工青年会　TEL②3241
発行日　昭和57年3月1日
号　数　第36号（公害問題特集号）
編集者　広報委員会（長）倉田義重
印　刷　大同精版印刷㈱　TEL⑥0878